

## 意見書第7号

### 障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きる権利を保障する総合的な障害者福祉法の確立を求める意見書

障害者自立支援法の施行（06年4月）から2年半が経過した。政府は、今通常国会に障害者自立支援法「改正」案を提出するとしている。障害者自立支援法は、憲法に基づいて障害者が人間らしく生きる権利を保障する視点が全くなく、問題点を根本的には解決できない。

福祉サービスや自立支援医療（更生、育成、精神通院医療）に導入された原則1割の「応益負担」は、この制度の根本的な矛盾、欠陥であることがますます明らかになっている。障害者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援を「益」などとして負担を課すという「応益負担」は、憲法や福祉の理念に反する。重い負担のために、サービスの利用を抑制せざるをえなくなった障害者も出ている。

事業所に対する報酬単価の引き下げや日払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、廃園に追い込まれた施設もある。報酬単価の引き下げで減収になった事業所は97%にも上っているし、労働条件の切り下げで募集しても職員が集まらない事業所が6割にのぼり、「このままでは閉鎖もやむなし」など悲痛な声が上がっている。「福祉は人」なのに、福祉労働者の離職や労働条件の悪化が深刻になっている。

こうしたことから政府に対し、次の事項の実現を要望する。

1. 障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きる権利を保障する総合的な障害者福祉法を確立すること。
2. 障害が重いほど負担が重くなる「応益負担」制度をやめ、当面「応能負担」制度とすること。住民税非課税世帯等の低所得者は無料にすること。また、給食費やホテルコストの実費負担をなくすこと。
3. 事業所にたいする報酬単価を大幅に引き上げるとともに、支払方式を「日額制」から「月額制」に戻すこと。
4. ゆきとどいた支援ができるように職員配置基準を改善するとともに、公費の投入による賃金アップなど、職員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月24日

愛知県武豊町議会 議長 岩瀬 計介

#### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣